公益財団法人江東区健康スポーツ公社 公式ユーチューブチャンネル運用要領

令和２年８月23日 ２江健公健第215号
改正 令和５年３月 ９日 ４江健公 第761号

（目的）

第１条 この要領は、公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下、「公社」という。）がユーチューブ（YouTube）の公式チャンネルを区民及び利用者等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ユーチューブ　米国YouTube社が提供する動画共有サイトで、インターネット上で動画を公開することにより、不特定多数の利用者が閲覧できるサービスをいう。

（２）公式チャンネル　公社が運用するユーチューブのページをいう。

（３）アカウント　ユーチューブを運用するために取得した権利および登録情報をいう。

（４）コメント　投稿した動画に対して視聴者が書き込むことのできる意見をいう。

（運営主体）

第３条 公式チャンネルの運営主体は公社とし、アカウントの管理は公社事務局管理係、動画の投稿は公社広報委員会設置要綱第２条３項に定める委員会委員が行う。

２　公式チャンネルのＵＲＬは次のとおりとする。

https://www.youtube.com/channel/UCrbUMPAWE8eOG88WKFkb9Yg

（運営主体等の明示）

第４条 公社は、この要領で定めるアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、公式チャンネル内に明示する。

（アカウント運用者の明示）

第５条 公社は、なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体としてユーチューブのユーザー名を公社ホームページに明示し、周知する。

（掲載内容）

第６条 公式チャンネルでは、以下の情報を掲載することとする。

（１）公社が作成した動画
（２）その他、事務局次長が適当と認めるもの

（コメントの使用制限）
第７条　公社以外のアカウントへのコメント及び公式チャンネルに対するコメントへの返信コメントは行わない。ただし、公式チャンネル運用の目的に照らして、事務局次長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

（公社ホームページとのリンク）
第８条　コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として公社ホームページのみとする。ただし、公式チャンネル運用の目的に照らして事務局次長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

（運用要領の変更）
第９条　この要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、公式チャンネル又は公社ホームページに明示し、周知する。

（その他）
第１０条　その他、この要領の実施について必要な事項は、事務局次長が別に定める。

付　則
この要領は、令和２年８月２３日から施行する。
付　則
この要領は、令和５年３月９日から施行する。